

地方職員共済組合福島県支部工事等競争入札心得

第1章 共通項目

(目的)

第1条 地方職員共済組合福島県支部（以下「支部」という。）が発注する工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査の委託契約に係る競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令、入札公告若しくは指名通知書、入札説明書並びに契約の方法及び入札の条件に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる競争入札ごとに定めるものとする。

(1) 条件付一般競争入札である場合には、入札参加者は、第1条から第19条までの規定により入札しなければならない。

(2) 指名競争入札である場合には、入札参加者は、第1条から第9条まで及び第20条から第26条までの規定により入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第2条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

(開札)

第3条 開札は、入札公告又は指名通知書に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

(落札者の決定)

第4条 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加資格を有する者を落札者とする。

(見積内訳書の提出)

第5条 入札参加者は、工事の請負契約に係る入札の場合又は入札事務を所掌する支部事務長が求めた場合は、入札書に加えて入札書に記載された入札金額に対応した見積内訳書（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

(入札書の無効等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が入札した入札書

(2) 鉛筆書きによる入札書

(3) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書

(4) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書

(5) 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが記載されていない入札書

(6) 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが入札公告又は指名通知書と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）

(7) 見積内訳書を提出しない者が入札した入札書

(8) 見積内訳書の積算価格と入札金額が一致しない（見積内訳書の積算価格と入札書の

入札金額の差が、入札金額が1千万円以下であるときは千円未満、入札金額が1千万円を超えるときは入札金額の1万分の1未満である場合を除く。) 入札書

(9) 工事施工上不可欠な要素の積算漏れ、根拠の不明な値引きの記載、積算の内訳となる数量・単価が記載されていないなど、見積内訳書が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書

(10) 談合の事実が確認された場合の入札書

2 談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第8条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合には、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(質問及び異議の申立て)

第9条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

2 入札書等の提出後、第11条第1項及び第21条第1項に規定する事項並びにこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

第2章 条件付一般競争入札

(条件付一般競争入札の入札保証金)

第10条 入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者の通知を受けた者が契約を締結しないときは、見積りに係る金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

(条件付一般競争入札の入札)

第11条 入札参加者は、入札公告、福島県工事請負契約約款(測量、工事の設計若しくは工事に関する調査にあつては契約書案)、設計図書(仕様書を含む。)、金抜き設計書、契約の方法及び入札の条件、現場等を熟知のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書等を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、かつ、入札公告で示した提出期日を指定した配達日指定郵便で郵送しなければならない。

3 入札参加者は、入札書等を次の方法で郵送しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 入札書等を中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、

工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所及び開札日を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所、開札日、担当者、担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）及び入札書等在中の旨を記載すること。

4 入札参加者は、一度郵送した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（条件付一般競争入札の開札）

第12条 開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

2 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、別に定める「郵便入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、順位を決定するものとする

3 開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者名及び当該理由を読み上げるものとする。

4 前項の確認を行った後、無効及び失格の入札を除き最低価格の入札をした者から第2順位までの入札者（以下「落札候補者」という。）を落札候補者として入札金額及び入札者名を読み上げるものとする。

（入札を無効とする申出）

第13条 入札参加者は、入札書等を郵送した日から落札候補者の通知を受けた日までの間に、予定していた技術者が配置できない事由が発生した場合には、郵送した入札書等を無効とする申出をすることができる。この場合においては、第10条のただし書きの規定は適用しない。

2 前項の申出をせずに契約を辞退をした場合には、入札参加資格制限の措置を受けることがある。

（落札決定の保留）

第14条 落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、落札者を決定する。

（第1順位の落札候補者に対する通知）

第15条 第1順位の落札候補者が開札に立ち会わないときは、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知するものとする。

（入札参加資格確認書類の提出）

第16条 入札参加資格確認書類の提出の指示を受けた落札候補者は、指示を受けた日から起算して3日以内（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）に提出しなければならない。

2 落札候補者が前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき又は入札執行権者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

（条件付一般競争入札の入札書の無効）

第17条 第6条に掲げるもののほか次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 第11条第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書

- (2) 入札公告に示す指定日以外の日に到着した入札書（郵便事故によって指定日以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）
- (3) 入札公告で示した提出先以外に到着した入札書（郵便事故によって提出先以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）
- (4) 外封筒及び中封筒に商号又は名称が記載されていないなど開札前に入札参加者が特定できない入札書
- (5) 中封筒又は見積内訳書の表記が誤字、脱字、未記載等により対象案件が特定できない入札書
- (6) 同一の入札参加者が2通以上提出した入札書
- (7) 中封筒に入っていない入札書
- (8) 日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書
- (9) 提出期限内に入札参加資格確認書類を提出しない者の入札書
- (10) 虚偽の入札参加資格確認書類を提出した者の入札書
- (11) 上記(1)から(10)に掲げるもののほか、入札公告、入札心得、入札説明書、契約の方法及び入札の条件において示した入札条件に違反して入札した入札書
(条件付一般競争入札の再度入札)

第18条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う場合がある。この場合の入札には、第6条（第1項第2号、第3号、第4号及び第5号を除く。）に規定する無効の入札をした者は参加することができないものとする。

2 前項の規定は予定価格を事前に公表している場合は適用しない。

（共同企業体に関する事項）

第19条 共同企業体が入札に参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を作成し、第16条に規定する入札参加資格確認書類の提出時に当該委任状を提出しなければならない。

第3章 指名競争入札

（指名競争入札の入札保証金）

第20条 入札保証金の納付等については、支部事務長の定めるところによる。

（指名競争入札の入札）

第21条 入札参加者は、指名通知書、契約書案、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、契約の方法及び入札の条件、現場等を熟知のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して入札書等を提出することを原則とし、郵便をもって入札書等を提出することはできない。

3 入札参加者は、支部事務長が求めた場合は見積内訳書を提出しなければならない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、支部事務長の確認を受けなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書等を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第22条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより支部事務長に申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札執行者に入札辞退届を直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）する。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、支部事務長に直接提示する。

3 入札参加者が、一旦、入札を辞退した場合は、これを撤回することはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(入札の取りやめ等)

第23条 入札参加者が不穏の行動をなす等の場合において、入札を適正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(指名競争入札の入札書の無効等)

第24条 第6条に掲げるもののほか（第1項第7号、第8号及び第9号を除く。）次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者が提出した入札書

(2) 郵便により提出された入札書

(3) 委任状を持参しない代理人が提出した入札書

(4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した入札書

(5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をした場合において、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書

(6) その他、指名通知書、入札心得、契約の方法及び入札の条件等において示した条項に違反して入札した入札書

(くじによる落札者の決定)

第25条 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときはこれに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第26条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合の入札には、第6条（第1項第2号、第3号、第4号及び第5号を除く。）に規定する無効の入札をした者は参加することができないものとする。

2 前項の規定は予定価格を事前に公表している場合は適用しない。

附 則

この心得は、平成21年8月19日から適用する。

(別紙 1)

入 札 書

※ 1

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

円也

工事(委託業務)名 杉妻会館屋上防水改修工事

工事(委託業務)番号 26—07—02

工事(委託業務)箇所 福島市杉妻町3—45地内

くじの数

--	--	--

※ 2

上記のとおり入札いたします。

令和8年11月17日

※ 3

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

(あて先) 地方職員共済組合福島県支部

(※ 1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(※ 2) 同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値(000～999。空欄をつくら
ないこと。012のように0(ゼロ)を記載する)を記入すること。記入がない場合や数字以外の記号・文
字が記入された場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

ただし、持参入札による指名競争入札の場合には、記入しないこと。

(※ 3) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。)が
入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載し、押印すること。

(別紙2)

入札書が無効とする申出書

- 1 工 事 名 杉妻会館屋上防水改修工事
- 2 工事番号 26—07—02

上記の入札に関して入札書等を提出していましたが、下記の工事の落札者（落札候補者）となり、技術者を配置できなくなったため、上記工事に係る入札書が無効とするよう申し出ます。

記

発注者名

工 事 名

工事番号

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

(発注者名)

様

(別紙 3)

入 札 辞 退 届

年 月 日

(入札執行者)

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

私は、下記入札への参加を辞退します。

記

1 工 事（委託業務）名 杉妻会館屋上防水改修工事

2 工 事（委託業務）番号 2 6 — 0 7 — 0 2

3 入札実施予定日
年 月 日

4 辞退理由

(別紙 4)

代理人印

委任状

年 月 日

様

委任者
住所
商号又は名称
代表者名

印

私は、都合により、 を代理人と定め、
下記 件の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

[illegible]

見積内訳書を作成する際の留意点について

見積内訳書は、入札参加者が適切に積算しているかどうかを判断する上で大変重要な書類ですので、その作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

- ① 見積内訳書は、基本的には「金抜き設計書」の「本工事費内訳表」又はこれに相当するものに従って、「数量×単価＝金額」で表示します。

また、本工事費内訳表の最小レベルの直近上位（種別レベル）までの記載でも可能ですが、その場合でも「数量×単価＝金額」で表示してください。（この場合の記載は、見積内訳書（記載例）を参考にしてください。）

- ② 見積内訳書は、値引きの表示は認めておりません。下記の例のように、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載してください。

（例１）「金額」の端数を値引いた計算は行わない。

	数量	単価	金額
（誤）〇〇〇工	130m ² ×2,	508円＝	325,000円（計算が合わないため誤計算）
		↓	
（正）〇〇〇工	130m ² ×2,	500円＝	325,000円

※ 130×2,508=326,040円となるので、326,040円と記入するか、又は325,000円と見積もりたい場合は、誤計算とならないよう単価を2,500円として記入する。

- ③ 一定金額以上の誤計算（「値引き」や「まるめ」なども含む）があった場合は、入札書が無効となりますので提出前に必ず検算を行ってください。

- ④ 金額のまるめとして端数金額を値引きしている例がみられますが、表示方法によっては、見積金額と入札金額の不一致とみなされ入札書が無効となります。

（例２）合計欄等でまるめ値引きは行わない。

（誤）工事原価	10,000,000円
一般管理費	2,345,600円
工事価格	12,345,600円
工事価格（まるめ）	12,340,000円（引下げ項目が不明な値引き）
	↓
（正）工事原価	10,000,000円
一般管理費	2,340,000円
工事価格	12,340,000円

※一般管理費など実際に値引いた項目の金額（単価）を引下げた後の金額で表示する。

- ⑤ 見積内訳書は1式表示とせず、金抜き設計書と対比可能な「数量×単価」の内訳まで記載してください。(数量×単価の不明な1式表示があった場合は入札書が無効とされる場合があります。)

(例4) 見積内訳書は、「数量×単価」とし、1式表示にしない。

	数量	単価	金額
(誤) ○○○工	1 式		1,000,000円
△△△工	1 式		1,500,000円
□□□工	1 式		2,000,000円
		↓	
(正) ○○○工			1,000,000円
内訳	(100m ×2,500円 = 250,000円)		
	(100m ×7,500円 = 750,000円)		
△△△工			1,500,000円
内訳	(50m2 ×10,000円 = 500,000円)		
	(50m2 ×20,000円 = 1,000,000円)		
□□□工			2,000,000円
内訳	(200m3 × 8,000円 = 1,600,000円)		
	(1 式 400,000円)		
内訳	(◇◇◇工300m×1,000円=300,000円)		
	(■■■工500m × 200円=100,000円)		

- ⑥ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、1式表示を認めます。
- ⑦ 工事施工に際して必要な項目の漏れがあった場合は、入札書が無効とされる場合がありますので、提出する前に十分チェックしてください。